



# 桐生ロータリークラブ週報

2006年

国際ロータリー第2840地区 2005-2006年度 国際ロータリーのテーマ



## 超我の奉仕

# Service above self

R.I 会長 カール・ヴィルヘルム・ステンハマー

善意というものがないなら

ロータリークラブは唯の社交クラブだ。

職業は金儲けのためでしかなく、

社会奉仕というも施しにすぎず、

国際奉仕は外交以外の何ものでもない。

バストガバナー 前原勝樹

会長館 盛治 幹事 川島 康雄

クラブ会報・広報委員会 木村 滋洋 藤井 征夫 佐々木 裕 吉野雅比古 石島 久司 大友 一之

3月6日号

## 第2558回例会

(2月27日(月) 第4例会)

1. 点鐘
2. ロータリーソング齊唱
3. 来訪者紹介
4. 米山功労者表彰

第2回マルチプル 牛脇 章君  
第1回 岡部信一郎君

5. 会長の時間
6. 幹事報告
7. 委員会報告
8. 卓話 新会員卓話  
「社会保険労務士について」大友 一之君
9. 点鐘

### 米山功労者表彰



### 会長の時間

朝日新聞2006.2.19日社説から

大型ショッピングセンターの都市郊外への出店を抑え込む「まちづくり3法」改正案が国会に提出された。都市計画法などを改めて大型店の郊外への進出について規制を強め、その一方で市街地には大型店やマンションを建てやすくする。空洞化が進んで「シャッター通り」となった商店街に、以前にぎわいを取り戻そうというのだ。いまの3法は98年につくられ、それまで続いてきた大型店への規制を緩めた。この結果、地価の安い郊外には次々とショッピングセンターが生まれ、マイカーの買い物客を引きつけた。一方商店街がこれ以上さびれるのを防ぐため、政府は中心地の活性化に多くの補助金をつぎ込んだものの、住民が減ったうえに高齢化が進み、衰退は止まらなかった。今度の法改正は、そうした政策の再転換となる。では、これをきっかけに集客力のある大型スーパーなどが中心部に戻り、活気のある商店街が復活するのか。大いに疑問がある。中心街に住民の影がまばらになったのは、郊外への商業施設だけが原因ではない。むしろ役所や学校、病院といった公共施設までが移転し、ニュータウン開発が進んだことが大きい。しかも昔からの商店にとって大型店との競争力の落差は決定的で、客を集め努力も見劣りした。補助金は、政治家の結びつきが強い地元の商業者へのばらまきに終ったのではないか。しかし市街地が無秩序に広がり、バイパスなどに沿って商業施設が立ち並ぶ無味乾燥な現状は歓迎できない。地方都市ではすでに人口が減りだしている。道路や水道、電気といった生活に欠かせない設備の維持費用もかかる。財政力の乏しい自治体では、旧市街と郊外が共倒れになる恐れさえある。地方の荒廃を食い止めるには、まち

づくりの発想転換が欠かせない。都市の機能が高まるようには計画を根底から練り直すのだ。公共施設を旧市街に戻すような地域があつてもいい。商業施設を集めるだけではない。廃業を考えているような商店には退いてもらつたうえ、歩行者が安心して歩ける環境を整える。歴史のある城下町などは公共交通機関を充実させ、景観を生かす工夫も考えたい。最終的に問われるのは、住民が街を自らの手でつくっていく意思だろう。行政と住民の対話をもとにしたまちづくりの機運が高まっている都市もある。工場の跡地に公共施設をつくり、市民によるNPO(非営利組織)が空き店舗を使って高齢者向けの介護施設を開いたりする試みだ。こうした取り組みこそ、国や自治体は支援の手を差し伸べるべきだ。国会はこの法改正を大型スーパーなど商業施設だけの問題に限ってはならない。広い視野からの審議を望みたい。

以上の社説を読んで私は数十年前より市街地がさびれてゆく事は感じていました。市役所、警察が移転し裁判所、保健所が郊外へ、そして税務署と必然的に人々が集まる場所が中心街より移転し、多数の銀行が集約されにぎやかさがなくなった現状では、よほど魅力のある事がなければ人々は出て来ません。数十年前にわたり私は、年1.2回の割で欧洲へ行っていますがその中でもスイス、ドイツ、オーストリア、イタリア、スペイン、フランスどんな都市でも村でも広場が市街地の中心にあり、そのあたりを市役所、教会が何100年前のまますこにあり学校、郵便局と公共の建物は旧市街があつまります。広場に面してベンチやオーブンカフェがあり、人々は必然的に集まって来て、散策や買物と憩いの一時を過せる生活環境が出来ています。ほとんどの旧市街地は、小路のままで年間を通して歩行者天国であり小さな生活に必要な店があり安心して散策出来ます。郊外には日本と同じで大きなショッピングセンターがありますが、1週間に1回とかまとめて買い物のために行く事が多いようです。小さな町や村ではせいぜい食品スーパーとかCOOP位しかありません。それでも日常の生活は十分足りています。そして住民は自分の住んでいる所を大変愛しています。これから的生活には、やはりうるおいのある環境整備が必要ではないでしょうか？桐生の場合も学校の統合問題が出ていますが、これを良い機会にこれから数10年

例会場 桐生俱楽部 TEL45-1513 例会日 毎月曜日 12:30PM

ホームページ <http://www.Kiryu.co.jp/Kiryurc/>

メール Kiryu-rc@ktv.ne.jp

の先を見つめ、人間にやさしい居心地のよい、住みやすい町を目指し、市街地の構造改革を考えていただきたいと思うと同時に、何でも民営化という改革が必要でしょうか。わたらせ渓谷鉄道の問題にしても弱者を守るのは国の責任です。何のための税金でしょうか。鉄道もライフラインであるとの認識を持ち、行政も政治家も考えていただきたいと思いますが、如何がでしょうか。

## 幹事報告

- 桐生タイムス社より代表取締役社長就退任のご挨拶状が届いております。木村隆夫氏(元RC会員)が退任され、木村洋一氏が就任されたそうです。

- 桐生南、桐生西、桐生赤城、館林の各RCより週報到着。

## 委員会報告

### 出席委員会

本日の出席(平成18年2月27日)：総員65名・出席47名  
平成18年2月13日例会修正出席率：78.4%

### ニコニコボックス

村田勝俊君…いよいよ来週から出席率向上月間に突入します。よろしくお願いします。／須永博之君…前原勝さんには、我家の子供達3人の合格祈願では高校・大学と計6回、大変お世話になりました。無事全て大願成就でした。／山崎一順君…結婚祝／藤江 篤君…本日新会員の大友一之会員に卓話を戴きありがとうございます／大友一之君…卓話をさせていただきます／蓮 直孝君…蓮 直孝君…トリノオリオリンピック金メダルの荒川静香のイナバウアーを愛でて／藤江 篤君・藤井征夫君…最後に金メダル“パンザイ”／山崎一順君…誕生日祝／山崎一順君…写真を戴きました

## 卓話



新会員卓話  
「社会保険労務士について」

大友 一之君

卓話をさせていただくのは、入会前に一度ありましたので、これが二回目になります。今回は新会員としての卓話ということで、何を話させていただこうか考えてみたのですが、どうも人前でお話しできるような趣味も経験も、面白い話は思い浮かびませんでしたので、自分の仕事である「社会保険労務士」という仕事にかかわることをお話しさせていただくことにしました。もちろん、ここで自分の営業宣伝をするつもりはありませんが、社会保険労務士という仕事をが昭和43年に法律で認められてから、30年を超える年月が経過しても、いまだ弁護士や税理士のような知名度を得るにいたっていないということから、社会保険労務士の仕事を知っていただく機会にさせていただければと思います。

さて、その社会保険労務士という仕事をですが、他人に代わって書類を作成する行政書士という資格から独立をして作られました。この社労士等一般にサムライ業といわれる士業者ができるという仕事の範囲を「職域」といいますが、これが分かりづらいやうですので、士業者の区分と合わせて簡単にご説明しておきます。

まずは、もっとも有名なのが「弁護士」ですね。弁護士は、法律関係全般を扱います。人事労務管理の面での関連は、労働組合と団体交渉を行う代理人にもなれます。残念ながら、私たち社会保険労務士は労働法のプロといわれながらも、労働組合との団体交渉など労働争議にかかわることは現状できません。ただ、来年からは一定の要件を満たしたときには、それが認められるようになりました。

ついで、税理士ですが、これは説明の必要はないでしょう。税理士の会員の方にはしかられるかもしれません、いわば会社の財布を管理する仕事をされる方で対象となる行政は税務署だと思います。これも一緒にするなど怒られるかもしれません、個人的には税理士がお金の管理から会社をリードする仕事であるならば、社労士は人の管理から会社をサポートする仕事でありたいと考えています。

そして、行政書士と司法書士という似たような資格があります。私もクライアントからも「大友さんはたしか行政書士だよね。これ頼める？」という問い合わせを受けますが、その仕事が司法書士の仕事であることがけっこう多いです。行政書士は、市役所・県庁等の行政官庁に対して許可、認可等の申請を行うのが仕事であるのに対して、司法書士は法務省の管理する法務局での登記に関する仕事と一部民事訴訟の仕事をされています。

行政書士の扱う営業に関する許可の代表的なものには建

設業の許可、産業廃棄物の収集運搬の許可、風俗営業許可、法人設立のための定款の作成、知的所有権に関する登録、出入国管理法に基づく在留許可申請などがあります。

一方、司法書士の行う仕事である登記とは、法人登記や不動産の権利の登記です。身近なところでは、家を建てたときに銀行の抵当権設定や相続に関連する登記も、権利登記として司法書士の仕事です。

この他にも特許に関する申請を扱う弁理士、土地建物の評価をする不動産鑑定士や実際に土地の規模を調べる測量士などがあります。

そして、事業経営の中で事業主にもっとも会社から近い位置にいるのが税理士と社労士だと思います。他の士業は仕事単位で報酬を得ますが、税理士と社労士は仕事を受けける基本が顧問という形で月ごとに報酬をいただくものが中心です。何故かというと、経営に関するお金の問題も人の問題も、継続的に会社とお付き合いする中で理解を深め、問題を改善していくのだと思うからです。

具体的に、社会保険労務士は何をするのが仕事かという話になりますが、まず、対応する行政機関は、社会保険事務所、職安…ハローワークですね、労働基準監督署になりますので、これらに提出する書類は社労士の仕事です。社会保険事務所や職安であれば、従業員を採用して保険に入る、退職したから失业保険をもらえるようにするといった仕事になります。監督署であれば、就業規則や時間外・休日労働の協定書や健康診断報告、それに労災給付に関係する書類です。一般手続業務といわれます。

そして、二つ目の業務として、給与計算の代行等申請書以外の帳簿作成等があります。助成金の申請等もこれらの業務に含まれていて、数年前までは大ブームでしたが、今は雇用保険の予算がパンク寸前のためか、本をみると種類はたくさんありますが、使えるものは非常に少なくなっています。

それと三つ目として、コンサルタントに類する業務があります。賃金や退職金制度を作ったり、人事に関する相談に応じたりする仕事です。人事評価制度の構築等を専門にやっている社労士もいます。

最初の言った手続業務といった仕事は、コンピュータの発達や事務職員の能力向上から徐々に少なくなっています。これから社労士は三つ目のコンサルタント業務ができるないといけないと生きていけないとと言われました。が、企業運営の効率化を考えてのアウトソーシングという形で手続業務の依頼も、決して少なくないかもしれません。

これは、労働法規が複雑化してきたこと、労働者の権利主張が強くなってきたことから、コンサルタントまではいかないものの、労使紛争や人事管理に関する相談役としてのニーズが高まってきて、適正な手続業務と合わせて専門家に依頼しようということなのかなと思っています。

この労使紛争に関連して大きな法律が二つ施行されます。ひとつは来年早々に施行されるADR法で、もうひとつは現在中間答申の段階ですが来年には成立が見込まれる「労働契約法」です。

ADRとは「裁判外紛争解決手続」というものです。例えば、労使紛争が起きたときに法違反であれば監督署から是正命令がでて、ある意味それに従わざを得ないのですが、そうではなく会社や事実に争いがあるときは、監督署は判断をすることができます。裁判で白黒決着をつけるのが現在のやり方です。ADRはこの裁判へ訴え出る前の段階において当事者同士で話し合う機会を設けて、双方納得した解決を図ろうというものです。このADRについての法律が昨年12月に成立していて、現在施行待ちということになります。

そして、「労働契約法」ですが、これは労働基準法の中の労働契約部分を特別法として抜き出して制定しようというものです。現在は中間答申の段階ですが、施行されますと採用時の労働条件の明確化、在職中の労働条件の不利益変更、出向や配置転換、解雇の金銭的解決等が法規定として形をなすことになります。

最後に比喩的な話をさせていただきますが、社会保障としての国民医療費が年間どのくらいの額に達するかご存知でしょうか。平成14年度で31兆円に達しています。社会保険制度も国民健康保険制度も、病気になってからの治療よりも事前に病気に対する注意や健康管理を知らせて病気にならないように予防させるほうが、費用が少なくて済むということで、「治療よりも予防」ということを言っています。日々問題点を改善しないでいて退職時に大きなトラブルになつてそれを解決する、これが治療ですが、それよりも日々コンプライアンスを心がけて、従業員とコミュニケーションを保つことが予防になり、結果的には一番効率のよい経費負担になるのだと思います。

もし機会がありましたら、ぜひ社会保険労務士を活用してみてください。生意気な話を長々とさせていただきました。今後ともよろしくお願い申し上げ、本日の卓話は終わりとさせていただきます。